

お知らせ

保谷駅南口地区市街地再開発事業の都市計画変更(素案)説明会

市では、保谷駅南口地区で進めている再開発事業の都市計画変更(素案)の閲覧および説明会を開催します。

とき 4月6日(火)午後1時~5時・7日(水)午後4時~8時(都合のよい時間にお越しください)

場所 保谷駅南口地区再開発事務所(東町3-4-5)再開発課(☎38-1711)

ファミリー・サポート・センター説明会
地域の中で子どもを預けたい「ファミリー会員」と子どもを預かる「サポート会員」からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

説明会 ファミリー会員を希望する方は出席してください。ファミリー・サポート・センター(☎38-4121)

とき・ところ 4月13日(火)・イングリッシュ会議室(火)・保谷東分庁舎会議室 時間はいずれも午前10時~正午

子育て支援課(☎☎内線1521)

「さざんかクラブ」の利用申請
障害児放課後対策事業「さざんかクラブ」は、現在定員を満了しているため、申請後、抽選順に利用登録を行い、欠員が生じた際に順次利用開始となります。

西東京市が管理する公共施設の建物内での禁煙について

西東京市が管理する公共施設は、4月1日から建物内禁煙とします。喫煙は、建物の外に設けた指定喫煙場所をお願いいたします。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。管財課(☎☎内線1211)

ります。

対象 市内在住の障害を持つ小学生~高校生

申請期間 4月1日(木)~9日(金)

公開抽選 4月14日(水)午前11時から生活訓練室で問合せ さざんかクラブ(☎65-7890)

障害福祉課(☎☎内線2343)

けやき号(ハンディキャブ)利用時間の変更

4月1日から、身体に障害を持つため外出が困難な方のために運行中するけやき号の利用時間が変更になります。

利用時間 通常時間:午前8時30分~午後5時 通常時間外:通常時間を除く午前6時~午後10時(1人往復で年3回まで)

申込 利用日の45日前から(通常時間外にかかる予約の場合は、原則として利用日の5日前までに)、電話(☎25-3153)で予約

申込受付時間 月~金曜日午前8時30分~午後5時

障害福祉課(☎☎内線2343)

はり・きゅう・あん摩・マッサージで健康づくり

65歳以上の方が、高齢者指定治療院でマッサージ治療等を受ける場合、治療料の一部を助成する

手技治療割引券を発行

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて申し込んでください。申請書は、4月初旬に学校を通して全員に配布します。

申請 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて申し込んでください。申請書は、4月初旬に学校を通して全員に配布します。

申請書は、4月初旬に学校を通して全員に配布します。

申請書は、4月初旬に学校を通して全員に配布します。

申請書は、4月初旬に学校を通して全員に配布します。



受付期間 4月12日(月)~19日(月)(土・日曜日を除く) 受付場所 保谷庁舎3階学務課(受付期間のみ、田無庁舎2階203会議室に臨時受付窓口を設けます)

添付書類 給与収入のみの方:平成15年分源泉徴収票 自営収入のみの方:確定申告書と収支内訳書

他の収入の方:昨年得た収入が証明できるもの アパートなどに居住している方:家賃の契約書(共益費、雑費を除く)昨年12月の本家賃額がわかるもの

前年度に引き続き援助を希望する方も、再度申請してください。

学務課(☎☎内線2622)

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間 4月1日(木)~5月31日(月)午前8時30分~午後5時 土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所 田無庁舎4階資産課 保谷庁舎では、固定資産税名寄帳の写しのみ発行)

縦覧できる方 西東京市内の土地・家屋の固定資産税納税者 の同居の親族の方 の委任を受けた方

「固定資産税名寄帳」の閲覧は従来どおりです。縦覧期間は無料となります。

固定資産税・都市計画税課 税産明細書は、4月上旬にお送りします。大切に保管してください。明細書には、課税されている土地・家屋が表示されており、課税されていない物件については表示していません。土地で一筆の中に未分筆の道路がある場合については、課税されている部分のみが表示されています。

平成16年度の固定資産税・都市計画税の第1期の納期限は、5月31日(月)です。納税通知書は5月上旬にお送りする予定です。

資産税課(☎☎内線1331・1345)

審議会等開催情報

日程等が変更になる場合がありますので、傍聴を希望する方は、事前に担当課にお問い合わせください。

都市計画審議会(都市計画課・内線2411):4月9日(金)午前10時~防災センター講座・用途地域等の変更案・傍聴10人

使用料等審議会(企画課・内線1111):4月9日(金)午後1時30分~田無庁舎庁議室・個別案件の諮問・傍聴5人

特別養護老人ホームの入所基準が変わります

市では、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所指針を定め、4月1日から運用を開始します。これにより、特別養護老人ホームへの入所が、今までの申込順から優先度の高い方が入所しやすい仕組みに変わります。また、入所基準を明らかにすることにより、入所決定過程の透明性や公平性を確保するものとなります。

優先度の決め方

入所の必要性が客観的に判断できるように、評価の項目と点数を定めています。優先度の評価は段階的に行います。第一段階では、申込時の資料をもとに、評価項目に従って、介護の必要性や介護者の状況、住宅の状況などを点数化し、A・B・Cの3つのグループに分けます。第二段階では、各施設が設置した入

所検討委員会、Aグループの中で優先度を評価します。入所までの手続き

入所の対象者:要介護1~5と認定されている方で、常時介護を必要とし、在宅での介護が困難な方。

申込:入所を希望する施設で、その施設の特長や優先入所の仕組みなどについて説明を受けたいうえで、直接施設に申し込んでください。必要書類(入所申込書兼調査書)は、各施設のほか、介護保険課窓口にもあります。

優先度評価:各施設は、市の指針をもとに作成した入所基準により、申込者の優先度を評価します。また、申込者から状況変化の申し出があった場合は、再度評価をします。

鳥インフルエンザ110番が開設されました
東京都では、高病原性鳥インフルエンザについて、都民の不安解消と感染の防止に向けて、「鳥インフルエンザの相談専用ダイヤル」を開設しました。
次のようなことをご心配の方は、お問い合わせください。
飼っている鳥が死んだ場合(原因が分からずに、鳥が連続して死んでしまったとき)
野鳥が死んでいるのを見つけた場合(野鳥が密集して死んでいる場合など)
鶏肉や鶏卵などの食品についての相談
東京都鳥インフルエンザ110番(専用ダイヤル)
☎03-5320-7803
相談時間 24時間(土・日曜日、祝日を含む)
生活文化課(☎☎内線1411)

市民参加条例の解説を作成しました
市では、市民の意向を市政運営に反映し、まちづくりを行っていく仕組みとして、平成14年10月に市民参加条例を施行しました。市民の皆さんに、今後もさらにご参加いただけるよう、このたび「西東京市市民参加条例の解説」を作成しました。この冊子は、西東京市の市民参加条例について、わかりやすく解説したもので、両庁舎1階の情報公開コーナーで配布しています。また、市のホームページでもご覧になれます。
企画課(☎☎内線1111)

西東京市の入所指針が適用される特別養護老人ホーム
施設名 住所 電話番号
健光園 田無町5-5-19 69-8941
青い鳥 西原町2-2-11 67-7736
クレイン 西原町4-3-5 68-3300
フローラ田無 向台町2-16-22 68-5133
緑寿園 新町1-11-25 62-1239
サンメール尚和 新町1-11-25 67-8851
めぐみ園 柳沢4-1-3 61-2230
保谷苑 栄町3-6-2 23-5002
小松原園 八王子市犬目町688-2 0426-54-8331
第二喜久松苑 青梅市柚木町2-460-1 0428-76-2211
シャローム東久留米 東久留米市南沢5-18-36 67-1561